

公告予定日
令和3年11月12日

※住所変更は換地処分の公告日の翌日から行うことができます。

東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業 換地処分に伴う住所変更のご案内

目次



- | | | |
|---|-------------------|------|
| 1 | 換地処分に伴う住所変更について | P1 |
| 2 | 市から送付するもの | P2 |
| 3 | 土地・建物等の不動産登記について | P2 |
| 4 | 主な住所変更手続一覧（市役所） | P3~4 |
| 5 | 主な住所変更手続一覧（市役所以外） | P5 |

令和3年10月発行

1 換地処分に伴う住所変更について

(1) はじめに

蒲郡蒲南土地区画整理事業は、令和3年11月12日に換地処分の公告を予定しており、この翌日から地区内の地番等が変更されます。

このことに伴い、住所や本籍、法人等の所在地、土地・建物の表し方が変更され、みなさまに変更手続きを行っていただくものもあります。代表的なものをご案内いたしますので、ご自身の該当する項目をご確認いただき、住所変更に係る手引としてご活用ください。

この手引に記載されていること以外にも、住所変更の手続きが必要な場合がありますので、ご自身が契約を結ばれている各機関にご確認の上、所定の手続きをお願いします。

(2) 実施日について

換地処分の公告日の翌日から地番等が変更となります。

※換地処分の公告は令和3年11月12日を予定していますので、その場合は、令和3年11月13日から住所等の変更手続きを行うことができます。

(3) 新しい住所の表し方

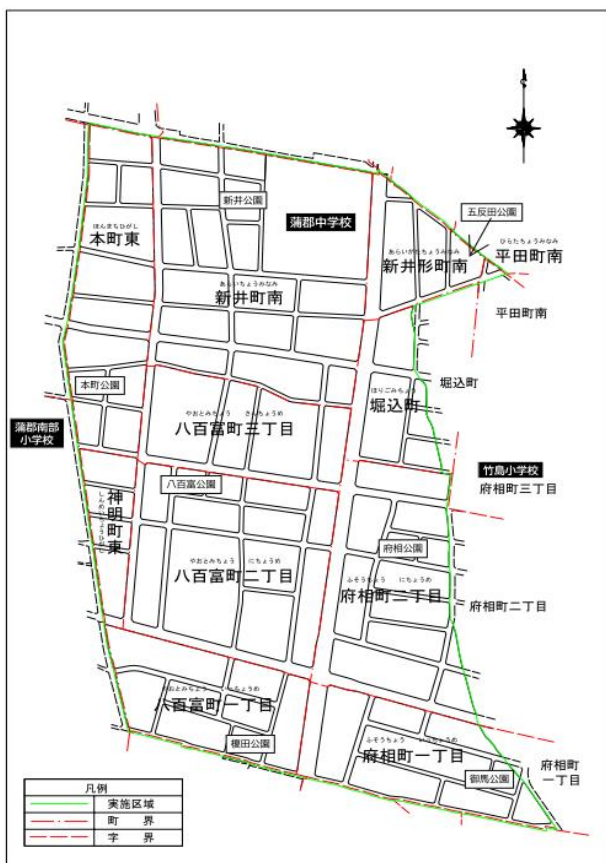
換地処分の公告日の翌日以降は新地番(〇〇町口番地〇)で住所を表します。新住所については、同封した「住所の地番変更について(お知らせ)」をご確認ください。

住所変更の例

新井形町野添△番地△→新井形町南〇番地〇

(住居表示地区)本町△番△号→本町東口番地〇

(4) 新町界図と郵便番号



蒲南地区 郵便番号一覧

町名	字名	郵便番号
平田町	南	443-0004
新井形町	南	443-0051
新井町	南	443-0052
堀込町		443-0053
府相町	一丁目	443-0054
	二丁目	
八百富町	一丁目	443-0055
	二丁目	
	三丁目	
神明町	東	443-0056
本町	東	443-0059

※字名と地番のみの住所変更の場合は郵便番号の変更はありません。

2 市から送付するもの

みなさまにお届けするもの

今回お届けしたもの

お届けしたもの	説明	問合せ先
換地処分のお知らせ	換地処分の公告予定日を掲載しています。	蒲郡市 区画整理課 換地担当 Tel 0533-66-1147
換地処分に伴う住所変更のご案内	この冊子です。	
換地処分通知のご案内(概要版) (令和3年10月更新)	換地処分に伴う手続の予定を記載しています。	
住所の地番変更について(お知らせ)	新しい住所の表示に関するお知らせです。	蒲郡市 市民課 住民情報担当 Tel 0533-66-1110

換地処分の公告日の翌日以降にお届けするもの

お届けするもの	説明	問合せ先
新住所のお知らせ用はがき	新しい住所をご親戚やお知り合い、取引先などにお知らせするためのもので、日本郵便株式会社が発行する無料のはがきです。 1世帯につき50枚送付します。	蒲郡郵便局 Tel0570-943-496
土地区画整理に伴う住所の 字名・地番変更について(お知らせ)	住所の変更をお知らせする通知です。	蒲郡市 市民課 住民情報担当 Tel0533-66-1110 蒲郡市 市民課 戸籍担当 Tel0533-66-1112
本籍の変更について(お知らせ)	本籍の変更をお知らせする通知です。	
証明書 (住所変更に関する証明書)	新しい住所を記載した証明書です。	

※換地処分の公告日の翌日以降は、この他にも区画整理登記完了に伴う登記の事務停止解除の通知や清算金の権利者決定後の諸通知等を順次、送付させていただきます。

3 土地・建物等の不動産登記について

土地・建物等の不動産登記について

土地・建物登記の表題部(所在・地番・地積等)は、法務局で変更されますが、登記名義人の住所変更は、登記名義人の申請に基づくものであるため、施行者(市)で書き換えることはできません。所有者の方が登記の事務停止期間終了後に変更手続を行ってください。

- (1) 換地処分の公告日の翌日から登記が完了するまでの期間、登記の事務停止により土地・建物の登記はできなくなります。
- (2) 所有権等の登記名義人の住所は、上記(1)の登記の事務停止期間終了後に不動産を管轄する法務局で変更手続をお願いします。
- (3) 変更登記申請用紙は、登記事務停止期間の解除に合わせて、区画整理課でも準備する予定です。
- (4) 変更登記申請は、後日発行の『(住所変更に関する)証明書』、法人の場合は『(所在地番変更に関する)証明書』を添付すれば登録免許税が非課税となります(登録免許税法第5条第5号)。各証明書が更に必要な場合は、換地処分の公告日の翌日以降に市民課で『(住所変更に関する)証明書』を、区画整理課で『(所在地番変更に関する)証明書』を発行することができます。

4 主な住所変更手続一覧(市役所)

換地処分公告日の翌日以降に、市役所で行う主な住所変更手続の一覧を掲載しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。なお、本手続の一覧は手続の全てを網羅してはおりませんのでご了承ください。

必要書類等につきましても、各事情により、異なる場合がありますので、詳細につきましては、届出・問合せ先にご確認いただきますようお願いいたします。本人以外が手続する場合は委任状等が必要となる場合があります。

また、窓口の混雑時は避けるなど、手続の時期を見計らいつつ、皆さまのご都合にあわせて進めてくださいますようお願いいたします。市ホームページにて市民課窓口の混雑状況を確認いただけます。

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
住民登録・戸籍等					
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 電子証明書(公的個人認証)	住所	市民課 システム担当 Tel0533-66-1109	変更後すみやかに (平日の開庁日のみ)	マイナンバーカード
<input type="checkbox"/>	写真付住民基本台帳カード				写真付住民基本台帳カード
<input type="checkbox"/>	在留カード、特別永住者証明書				在留カード
	戸籍	本籍	市民課 戸籍担当 Tel0533-66-1112	市で書き換えるため手続は不要です。	
	住民票	住所	市民課 住民情報担当		
	印鑑登録	住所	Tel0533-66-1110		
固定資産税に関すること					
	固定資産税課税台帳	住所 所在地	税務課 土地係 Tel0533-66-1113 税務課 家屋係 Tel0533-66-1114	市で書き換えるため、手続は不要です。	
国民健康保険・後期高齢者医療等					
	国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険限度額適用認定証(差し替え) など	住所	保険年金課 国民健康保険給付担当 Tel0533-66-1103	市で書き換えるため手続は不要です。 後日、市から新しい証を送付いたします。	
	心身障害者医療費受給者証 精神障害者医療費受給者証 子ども医療費受給者証 母子家庭等医療費受給者証 後期高齢者福祉医療費受給者証 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証 など				保険年金課 福祉医療後期高齢者担当 Tel0533-66-1102
介護保険に関すること					
	介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	住所	長寿課 介護保険担当 (東三河広域連合介護保険課) Tel0533-66-1176	市で書き換えるため手続は不要です 後日、東三河広域連合から新しい証が送付されます。	

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
-------------------------------------	--------	------	---------	-------	------

子育てに関すること

市内の保育園(公立)	住所	各保育園	必要に応じて連絡いたします。
認定に関する通知書 など		子育て支援課 保育担当 Tel0533-66-1107	市で書き換えるため、手続は不要です。 後日、市から新しい証を送付いたします。
児童扶養手当証書		子育て支援課 児童福祉担当 Tel0533-66-1108	

福祉に関すること

<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	住所	福祉課 障害福祉担当 Tel0533-66-1106	変更後すみやかに (平日の開庁日のみ)	各種手帳
<input type="checkbox"/> 精神障害者保険福祉手帳				
<input type="checkbox"/> 療育手帳				
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証				自立支援医療費受給者証

上下水道に関すること

上水道に関すること	住所 所在地	水道課 経営給水担当 Tel0533-66-1206	市で書き換えるため、手続は不要です。
下水道に関すること		下水道課 管理担当 Tel0533-66-1139	
専用水道・貯水槽水道の届出		環境清掃課 環境保全担当 Tel0533-57-4100	

農地に関すること

農地台帳	住所 所在地	蒲郡市農業委員会事務局 Tel0533-66-1127	担当部局で書き換えるため、手続は不要です。
蒲郡市土地改良区組合員名簿		蒲郡市土地改良区 Tel0533-66-1128	

消防・施設に関すること

防火対象物管理台帳	住所 所在地	消防本部 予防課 予防係 Tel0533-68-0937	市で書き換えるため、手続は不要です。
危険物施設管理台帳		消防本部 予防課 危険物係 Tel0533-68-0938	
特定施設(騒音・振動)の届出		環境清掃課 環境保全担当 Tel0533-57-4100	

教育に関すること

市内の小・中学校(公立)	住所	各小・中学校	必要に応じて連絡いたします。
放課後児童クラブ		教育委員会 庶務課	市で書き換えるため、手続は不要です。
就学援助及び就学援助奨励事業		庶務担当	
私立高等学校等授業料補助金		Tel0533-66-1166	

ペットに関すること

狂犬病予防注射のための犬の登録	住所	環境清掃課 美化衛生担当 Tel0533-57-4100	市で書き換えるため、手続は不要です。
-----------------	----	---------------------------------	--------------------

5 主な住所変更手続一覧(市役所以外)

蒲郡蒲南土地区画整理事業の換地処分のお知らせに伴い市役所以外でも住所変更の手続が必要となるものがあります。主な住所変更の一覧をご案内しますので、今後の手続にお役立てください。なお、本手続の一覧は手続の全てを網羅しているわけではありませんので、ご了承ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
自動車関連の手続					
<input type="checkbox"/>	自動車運転免許証	住所	(蒲郡)警察署 Tel0533-68-0110 又は運転免許センター	変更後すみやかに	運転免許証 住所変更証明書 など
<input type="checkbox"/>	[普通自動車・小型二輪] 自動車車検証 [軽二輪] 軽自動車届出済証	住所	中部運輸局愛知運輸 支局豊橋自動車検査 登録事務所 Tel050-5540-2049	変更後すみやかに	詳細は、届出・問合せ先にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	[軽自動車] 自動車検査証	住所	軽自動車検査協会愛 知主管事務所豊橋支所 Tel050-3816-1771	変更後すみやかに	詳細は、届出・問合せ先にご確認ください。
法務局での手続					
<input type="checkbox"/>	土地・建物登記簿 (権利部 甲区) 表題部(町名・地番地積)のみ市 が法務局で書き換えます。	住所	不動産の所在地を管 轄する法務局 名古屋法務局豊川出張所 Tel0533-86-2097	登記の事務停止期 間終了後に変更手 続を行ってください。	登記申請書 住所変更証明書 など
社会保険関係の手続					
<input type="checkbox"/>	国民年金、厚生年金の受給者	住所	豊橋年金事務所 Tel0532-33-4111 (自動音声①→②)	日本年金機構では自動的に住所が更新されるため、手続は不要です。 ただし、住民基本台帳による年金の住所更新を停止する申出をされた方など、住所変更届が必要な方もいます。手続が必要か確認される場合は、豊橋年金事務所へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	共済年金や各年金基金の受給者	住所	それぞれの機関にお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	厚生年金、健康保険、共済組合の被保険者及びその扶養に入っている配偶者	住所	各勤務先に直接お問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	国民年金第1号被保険者 (自営業・学生等)	住所	特に手続の必要はありません。		
その他の手続					
<input type="checkbox"/>	小・中学校(私立や市外)、高校、幼稚園、私立保育園、勤務先など	住所	各学校、保育所、事業所、契約会社等へ直接お問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	電力会社、電話会社、ガス会社、インターネット会社	住所	各事業所、契約会社等へ直接お問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	預金通帳 定期預金証書 預かり資産 クレジット会社 キャッシュカード など	住所	各事業所、契約会社等へ直接お問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	生命保険 損害保険 自動車保険 など	住所	各事業所、契約会社等へ直接お問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	各種許可証 など	住所	各事業所、契約会社等へ直接お問い合わせください。		

換地処分に関する問合せ先



蒲郡市 都市開発部 区画整理課 換地担当 ☎0533-66-1147

蒲郡市 区画整理課